

改正

平成24年12月1日告示第222号

平成27年3月10日告示第24号

令和6年8月30日告示第173号

志木市メタボリックシンドローム予防健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、メタボリックシンドローム（特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年厚生労働省告示第150号）第1の一の1に規定する内臓脂肪症候群をいう。）の予防を図るために実施するメタボリックシンドローム予防健康診査（以下「健診」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健診の対象者は、受診日において市内に住所を有する18歳以上40歳未満の者とする。

(健診の内容)

第3条 健診の内容は、次のとおりとする。ただし、第7号、第8号、第12号及び第14号に掲げる健診は、医師が必要と認めた場合に限り実施するものとする。

- (1) 問診
- (2) 身長測定
- (3) 体重測定
- (4) 腹囲測定
- (5) BMI測定
- (6) 血圧測定
- (7) 心電図検査
- (8) 貧血検査
- (9) 血中脂質検査
- (10) 肝機能検査
- (11) 血糖検査
- (12) 腎機能検査
- (13) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

(14) 眼底検査

(15) 診察

(健診の方法)

第4条 健診は、市長が定める日時及び場所において、市と健診に係る委託契約を締結した医療機関が実施するものとする。

(健診費用の一部負担)

第5条 対象者が健診を受診したときに負担すべき費用の額は、市長が定める額とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、健診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第222号）

この告示は、平成24年12月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第24号）

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の志木市女性健康診査実施要綱の規定及び第2条の規定による改正後の志木市メタボリックシンドローム予防健康診査実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和6年8月30日告示第173号）

この告示は、公布の日から施行する。